

警視庁庁舎管理規程

昭和 57 年 12 月 1 日

訓 令 甲 第 27 号

存 続 期 間

〔沿革〕 平成 6 年 5 月 訓令甲第19号 (い)

12 年 3 月 同第9号 (ろ)

22 年 1 月 同第3号 (は)

29 年 3 月 同第12号 (に)

令和 6 年 3 月 同第4号 (ほ) 改正

(目的)

第1条 この規程は、警視庁の各所属が使用している庁舎（敷地を含む。以下「庁舎」という。）の警戒警備、防火管理、秩序維持等庁舎の管理（以下「庁舎管理」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。(ろ)

(準拠)

第2条 庁舎管理については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(庁舎管理責任者)

第3条 庁舎に庁舎管理責任者を置く。(い、ろ)

2 庁舎管理責任者には、次に掲げる者をもつて充てる。

(1) 警視庁本部庁舎、警察総合庁舎及び警視庁新橋庁舎（以下「本部庁舎等」という。）については、企画課長とする。

(2) 前号以外の庁舎については、当該庁舎の所属長とする。ただし、2以上の所属が使用する庁舎については、総務部長が指定する所属長とする。

3 庁舎管理責任者は、庁舎管理の責めに任ずるものとする。

4 2以上の所属が使用する庁舎の庁舎管理責任者は、自所属の職員のほか、当該庁舎に勤務する他所属の職員に対しても庁舎管理上必要な事項について指示するものとする。

(総務部長の統括)

第4条 総務部長は、庁舎管理について統括するものとし、庁舎管理責任者に対し報告を求め、又は指示するほか、必要な調査を行うことができる。

(立入りの禁止及び制限)

第5条 庁舎管理責任者は、次に掲げる者に対しては、庁舎への立入りを禁止するものとする。

- (1) 集団で威力を示して立ち入ろうとする者
- (2) 他人に危害を及ぼすおそれのある物品を携帯する者
- (3) 公務を妨害し、又は他人に迷惑を掛ける者（ほ）
- (4) 前各号のほか、庁舎内の秩序を乱すおそれがあると認められる者

2 庁舎管理責任者は、庁舎において次に掲げる行為をしようとする者に対しては、庁舎管理上支障がない場合に限り、必要な条件を付して立入りを許可することができる。

- (1) 多人数での立入り
- (2) 寄付金品の募集
- (3) 印刷物その他文書図画の配布又は掲示
- (4) 保険の勧誘又はこれに類する行為
- (5) 物品の販売又は頒布
- (6) 撮影又は録音（ほ）
- (7) その他庁舎の公務外利用

(禁止行為及び退去命令)

第6条 庁舎においては、座込み等により公務を妨害し、その他秩序を乱すような行為をしてはならない。

2 庁舎管理責任者は、前項の行為をした者に対しては、必要により、警告し、又は中止若しくは退去を命ずることができる。前条第2項の許可を受けなかつた者又は許可に付された条件に違反した者に対しても同様とする。

(立入禁止の表示)

第7条 庁舎管理責任者は、所管の施設について、危険防止、秩序維持その他円滑な公務の遂行上必要がある場合は、立入禁止の表示をするものとする。

(庁舎警備)

第8条 庁舎管理責任者は、所要の要員をもつて庁舎の警戒警備に当たらせるものとする。

(受付勤務員)

第9条 庁舎の玄関に受付を担当する勤務員を置き、来訪者の接遇の適正を図るものとする。

(環境整備)

第10条 職員は、常に庁舎の環境整備に努めなければならない。

2 職員は、庁舎管理責任者の許可を受けないで、廊下、ホール、屋上、庁舎の周辺等に物件を

置いてはならない。

(広告物等の掲示)

第11条 庁舎に立看板、懸垂幕、ポスター等を掲示する場合は、庁舎管理責任者の許可を受けなければならない。

(防火管理者)

第12条 庁舎管理責任者は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定により、所属職員の中から防火管理者を選任し、その任務に当たらせるものとする。（い、ろ、は、に）

2 庁舎管理責任者は、防火管理者を選任又は解任した場合は、所轄消防署長に届け出るものとする。

3 前項の場合において、本部庁舎等以外の庁舎の庁舎管理責任者は、総務部長（庁舎管理室庁舎管理係経由。以下同じ。）に報告するものとする。

(防災管理者)

第12条の2 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第46条に規定する防火対象物に該当する庁舎の庁舎管理責任者は、消防法第36条第1項において準用する同法第8条第1項の規定により、所属職員の中から防災管理者を選任し、その任務に当たらせるものとする。（は）

2 庁舎管理責任者は、前条第1項の規定にかかわらず、防災管理者を防火管理者の任務に当たらせるものとする。

3 庁舎管理責任者は防災管理者を選任又は解任した場合は、所轄消防署長に届け出るものとする。

4 前項の場合において、本部庁舎等以外の庁舎の庁舎管理責任者は、総務部長に報告するものとする。

(火気の使用及び喫煙の禁止)

第13条 庁舎においては、原則として、所定の場所以外の場所における火気の使用及び喫煙を禁止する。

2 所定の場所以外の場所において火気を使用する場合は、防火管理者の許可を受けなければならない。

(運用の特例)

第14条 庁舎管理責任者は、その庁舎の特殊事情により、この規程により難しい場合は、総務部長の承認を受けて別の定めをすることができる。（ろ）

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和57年12月1日から施行する。
(廃止規定)
- 2 警視庁本部庁内取締規程（昭和33年10月20日訓令甲第22号）は、廃止する。
- 3 略〔警視庁本部処務規程の一部改正〕